

6月29日版（第2版）	7月20日版（第3版）
<p>学校における 新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドライン（ver. 2）</p> <p>1 概要 . . . 1 2 基本的な感染拡大防止 . . . 1 3 感染拡大防止を踏まえた熱中症対策 . . . 3 4 児童生徒の健康管理について . . . 4 5 職員の勤務について . . . 6 6 学校再開後の陽性者発生時の対応について . . . 6 7 校内の消毒について . . . 8 8 校内体制の確認について . . . 9 9 児童生徒等に対する正しい知識等の指導 . . . 10 10 給食および昼食時について . . . 11 11 部活動の実施について . . . 12 12 その他 . . . 12</p> <div data-bbox="177 1099 772 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本ガイドラインは、現在の新型コロナウイルス感染状況や国、千葉県からの情報をもとに作成しており、今後も、加除修正があります。最新の知見や状況、国や千葉県の動向をふまえ、随時、更新していきます。</p> </div> <p style="text-align: center;">令和2年6月29日版 松戸市教育委員会</p>	<p>学校における 新型コロナウイルス感染拡大防止 ガイドライン（<u>ver. 3</u>）</p> <p>1 概要 . . . 1 2 基本的な感染拡大防止 . . . <u>2</u> 3 感染拡大防止を踏まえた熱中症対策 . . . <u>4</u> 4 児童生徒の健康管理について . . . <u>5</u> 5 職員の勤務について . . . 6 6 学校再開後の陽性者発生時の対応について . . . <u>7</u> 7 校内の消毒について . . . <u>10</u> 8 校内体制の確認について . . . <u>10</u> 9 児童生徒等に対する正しい知識等の指導 . . . <u>11</u> 10 給食および昼食時について . . . <u>12</u> 11 活動の実施について . . . <u>13</u> 12 その他 . . . <u>14</u></p> <div data-bbox="815 1099 1410 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本ガイドラインは、現在の新型コロナウイルス感染状況や国、千葉県からの情報をもとに作成しており、今後も、加除修正があります。最新の知見や状況、国や千葉県の動向をふまえ、随時、更新していきます。</p> </div> <p style="text-align: center;"><u>令和2年7月20日版</u> 松戸市教育委員会</p>

学校における新型コロナウイルス感染拡大防
止ガイドライン

令和2年 6月29日版

松戸市教育委員会

1 概要

千葉県教育委員会より「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年5月18日版）」が作成され、各校の実態に応じた「学校における新型コロナウイルスの感染および感染拡大防止」の取組を進めていくことが求められています。

松戸市においても、令和2年5月22日に「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」第1版を作成しました。各学校においては、各種教育活動を実施する上での基礎資料として、実態に応じて活用されていることと思います。

さて、松戸市においては、5月14日より、1日の感染者数がほぼ0人で推移しています。このような状況を踏まえ、感染拡大防止を踏まえた教育活動の再開を目指し、令和2年6月15日より、給食実施を伴う通常日課がスタートしています。日頃の各学校での感染拡大防止の取組を踏まえ、「ガイドライン第1版」に一部改訂を加え、感染拡大防止の観点から児童生徒の安全を第一とした教育活動の継続を進めていきます。

今後も本ガイドラインに沿いながら、通常日課における感染拡大防止の取組を引き続きお願いいたします。

なお、以下項目における下線部の表記が今回の改訂した内容となりますので、ご確認いただきながら進めてください。

また、このガイドラインは現段階におけるの考え方となります。今後の感染の状況や国・千葉県の動向等で随時更新していくこととなります。

学校における新型コロナウイルス感染拡大防
止ガイドライン

令和2年 7月20日版

松戸市教育委員会

1 概要

全国一斉臨時休校から、学校教育活動の再開に向け、令和2年6月1日からの分散登校、15日からの一斉登校、29日からの通常登校と、段階的にステップを重ね、1学期の終了までの残り2週間となりました。

この間、文部科学省からの「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」や千葉県教育委員会からの「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン」の改訂が行われており、松戸市でも、令和2年6月29日に「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」第2版を作成しました。各学校においては、各種教育活動を実施する上での基礎資料として、実態に応じて活用されていることと思います。

現在、東京都を中心とし、その隣県では、再び、感染者数が増加傾向にあり、その動向を注視する必要があります。ただし、松戸市内の小中学校においては、児童生徒、職員の感染は見られません。これは、各学校での感染拡大防止の取組及び保護者、地域の方の意識の高まりと協力体制の成果だと考えます。

このような市内小中学校の状況を踏まえながらも、最新の感染状況を鑑み、「ガイドライン第2版」に一部改訂を加え、感染拡大防止の観点から児童生徒の安全を第一とした教育活動の継続を進めていきます。

今後も本ガイドラインに沿いながら、通常日課における感染拡大防止の取組を引き続きお願いいたします。

なお、以下項目における下線部の表記が今回の改訂した内容となりますので、ご確認いただきながら進めてください。

また、このガイドラインは現段階におけるの考え方となります。今後の感染の状況や国・千葉県の動向等で随時更新していくこととなります。

2 基本的な感染拡大防止

(1) 学校生活全ての場面において、3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

○十分な換気を行う。

- ◎留意点
- ①エアコンは外気が入らないため、エアコン使用時も換気を必要とする。
 - ②外気温との関係で、窓を閉めてエアコンを使用せざるを得ない場合は、休憩ごとに窓を開放し十分換気する。
 - ③2方向の窓を開ける。扇風機、換気扇等を活用する。

○教室の座席の配慮をする。

- ◎留意点
- ①座席間は、児童生徒との間を可能な範囲で配慮する。
 - ②個々の児童生徒の机は独立させて配置する。
 - ③座席を使用しない場合も、可能な範囲で身体的距離を確保する。
 - ④対面とならない工夫をする。

○他の児童生徒との接触を伴う教育活動は行わない。

- ◎留意点
- ①教材を共用する場合は消毒を実施する。
 - ②教材を共用する場合は、前後で手洗いをさせる。
 - ③音楽科における密閉状態での歌唱指導は、行わない。
 - ④家庭科・技術家庭科における調理実習は、行わない。
 - ⑤体育・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面がある運動は行わない。

【別添「体育・保健体育の学習、運動の実施の留意点」(保健体育課) 参照】

【別添「学校再開による理科の授業(実験)について」(指導課) 参照】

- ⑥長時間の対面式となるグループ活動は行わない。
- ⑦声の大きさや方向など発声への配慮をする。

2 基本的な感染拡大防止

(1) 学校生活全ての場面において、3密（密閉、密集、密接）にならないよう配慮する。

○十分な換気を行う。

- ◎留意点
- ①エアコンは外気が入らないため、エアコン使用時も換気を必要とする。
 - ②外気温との関係で、窓を閉めてエアコンを使用せざるを得ない場合は、休憩ごとに窓を開放し十分換気する。
 - ③2方向の窓を開ける。扇風機、換気扇等を活用する。

○教室の座席の配慮をする。

- ◎留意点
- ①座席間は、児童生徒との間を可能な範囲で配慮する。
 - ②個々の児童生徒の机は独立させて配置する。
 - ③座席を使用しない場合も、可能な範囲で身体的距離を確保する。
 - ④対面とならない工夫をする。

○他の児童生徒との接触を伴う教育活動は行わない。

- ◎留意点
- ①教材を共用する場合は消毒を実施する。
 - ②教材を共用する場合は、前後で手洗いをさせる。
 - ③音楽科における密閉状態での歌唱指導は、行わない。
 - ④家庭科・技術家庭科における調理実習は、行わない。
 - ⑤体育・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面がある運動は行わない。

【別添「体育・保健体育の学習、運動の実施の留意点」(保健体育課) 参照】

【別添「学校再開による理科の授業(実験)について」(指導課) 参照】

- ⑥長時間の対面式となるグループ活動は行わない。
- ⑦声の大きさや方向など発声への配慮をする。

<p>○通学路や昇降口で密集化しないための日程の工夫をする。</p> <p>◎留意点 ①可能な範囲で、登下校時間帯を分散させる。</p> <p>○休憩時間の過ごし方に留意する。</p> <p>◎留意点 ①随時、窓を大きく開放し、換気をする。</p> <p>②活動後の手洗いを徹底させる。</p> <p>③トイレの使用の仕方、流しの使用の仕方を工夫し、密にならないようにする。</p> <p>④密状態を避けるため、教室から一旦離れるなど感染拡大防止行動に心掛ける。</p> <p>○集会等は、感染拡大防止の条件を付加して実施する。</p> <p>◎条件 ①身体的距離を1 m程度とし、マスクを着用する。</p> <p>②屋内の場合、窓・ドア等を開放し、十分換気する。</p> <p>③集団での合唱等、飛沫の想定される活動は行わない。</p> <p>④最長、1時間程度とする。</p> <p>(2) 手洗いうがいを徹底する。</p> <p>◎留意点 ①石鹸による手洗いをを行う。</p> <p>②必要に応じてうがいをさせる。</p> <p>③登校後（教室に入る前）、トイレ使用后、共用の教材・教具の使用前後、昼食の前後等、こまめな手洗いをを行う。</p> <p>④複数回の手洗い指導を行い、徹底を図る。</p> <p>※手指用アルコール消毒は、流水での手洗いができない場合に補助的に使用するものとする。</p> <p>(3) マスク着用、咳エチケットの指導を徹底する。</p> <p>◎留意点 ①学校教育活動においては、マスク着用を通常とする。</p> <p>②マスクは色柄や形状等を求めない。</p> <p>③体育時は、マスク着用を必要としない。</p>	<p>○通学路や昇降口で密集化しないための工夫をする。</p> <p>◎留意点 ①可能な範囲で、登下校時間帯を分散させる。</p> <p>○休憩時間の過ごし方に留意する。</p> <p>◎留意点 ①随時、窓を大きく開放し、換気をする。</p> <p>②活動後の手洗いを徹底させる。</p> <p>③トイレの使用の仕方、流しの使用の仕方を工夫し、密にならないようにする。</p> <p>④密状態を避けるため、教室から一旦離れるなど感染拡大防止行動に心掛ける。</p> <p>○集会等は、感染拡大防止の条件を付加して実施する。</p> <p>◎条件 ①身体的距離を1 m程度とし、マスクを着用する。</p> <p>②屋内の場合、窓・ドア等を開放し、十分換気する。</p> <p>③集団での合唱等、飛沫の想定される活動は行わない。</p> <p>④最長、1時間程度とする。</p> <p>(2) 手洗いうがいを徹底する。</p> <p>◎留意点 ①石鹸による手洗いをを行う。</p> <p>②必要に応じてうがいをさせる。</p> <p>③登校後（教室に入る前）、トイレ使用后、共用の教材・教具の使用前後、昼食の前後等、こまめな手洗いをを行う。</p> <p>④複数回の手洗い指導を行い、徹底を図る。</p> <p>※手指用アルコール消毒は、流水での手洗いができない場合に補助的に使用するものとする。</p> <p>(3) マスク着用、咳エチケットの指導を徹底する。</p> <p>◎留意点 ①学校教育活動においては、マスク着用を通常とする。</p> <p>②マスクは色柄や形状等を求めない。</p> <p>③体育時は、マスク着用を必要としない。</p>
--	---

<p>・指導者および見学者はマスク着用とする。ただし、教師自身が身体へのリスクを感じる際は、これに限らない。また、見学者は日陰に入る等、熱中症予防の対策をとる。</p> <p>(4) 健康観察カードのチェックの徹底、検温忘れへの対応 【「4 児童生徒の健康管理について」に記載】</p> <p>(5) 管理職による職員の健康管理を行う。 【「5 職員の勤務について」に記載】</p> <p>(6) 児童生徒のソーシャルディスタンスへの意識や「新しい生活様式」の習慣化、他者への思いやりをはぐくむ教育活動を実践する。 【「9 児童生徒等に対する正しい知識等の指導」に記載】</p> <p>(7) 学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全般を通じ、適切な清掃活動により環境を整え、的確な消毒活動により、衛生を良好に保つよう努める。</p> <p>(8) 感染拡大防止の主なポイントとは、 ①ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと。 ②ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜に接触するのを防ぐこと。</p>	<p>・指導者および見学者はマスク着用とする。ただし、教師自身が身体へのリスクを感じる際は、これに限らない。また、見学者は日陰に入る等、熱中症予防の対策をとる。</p> <p>(4) 健康観察カードのチェックの徹底、検温忘れへの対応 【「4 児童生徒の健康管理について」に記載】</p> <p>(5) 管理職による職員の健康管理を行う。 【「5 職員の勤務について」に記載】</p> <p><u>(6) 保護者及び外部関係者の健康管理を適切に行う。</u> <u>◎留意点</u> ①健康状態を確認の上、健康チェックシートを記入し、来校する。 <u>発熱や風邪症状がある場合は来校しない。</u> ②校内での活動については、3密を避け、マスクを着用するなど、安全な行動に努める。 ③保護者の滞在は、感染リスクを考慮し、適切な時間を設定する。 ④外部関係団体の活動は、各ガイドラインに従い適切に実施する。 ⑤児童生徒及び教職員との接触については、各学校の指示に従う。</p> <p>(7) 児童生徒のソーシャルディスタンスへの意識や「新しい生活様式」の習慣化、他者への思いやりをはぐくむ教育活動を実践する。 【「9 児童生徒等に対する正しい知識等の指導」に記載】</p> <p>(8) 学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整えるとともに、教育活動全般を通じ、適切な清掃活動により環境を整え、的確な消毒活動により、衛生を良好に保つよう努める。</p> <p>(9) 感染拡大防止の主なポイントとは、 ①ウイルスを含む飛沫が、目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐこと。 ②ウイルスが付着した手で、目、鼻、口の粘膜に接触するのを防ぐこと。</p>
---	--

<p>3 感染拡大防止をふまえた熱中症対策</p> <p>(1) これまでの学校生活を踏まえ、無理のない範囲で体を動かす等、今後も暑さに慣れさせる手だてを講じる。</p> <p>(2) マスクの着用が日常的になっているので、計画的でこまめな水分補給をさせる。 ○教師の指示により、定期的に、水分補給をさせる。 ○個人の判断で、水分補給ができるよう指導する。 ・感染拡大防止 →個々に水筒を準備させる。個々に管理させる。 →休憩中の水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、会話を控え、各自で行う。</p> <p>(3) エアコンによる教室内の温度調節を適宜行う。 ・感染拡大防止→常時、換気を行う必要がある。</p> <p>(4) 熱中症等の健康被害が発生する可能性があるとして判断した場合は、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、適宜、マスクを外すなど着用について配慮する。 ○熱中症への対応を優先とする。</p> <p>(5) 児童本人が暑さで息苦しさを感じた時は、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等を、自ら判断し、マスクを外すなど着用について工夫できる児童生徒の育成を図る。</p> <p>(6) 家庭生活も含めた「バランスのとれた食事」「適切な運動」「十分な休養・睡眠」を心掛けさせる指導を行う。</p> <p>4 児童生徒の健康管理について</p> <p>(1) 家庭と連携し、登校前の毎朝の健康観察を実施する。 ○家庭において検温、風邪症状（発熱、せき、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、筋肉痛・関節痛等）の確認をし、健康観察カードに記入。学校へ提出させる。【別添「健康観察カード」参照】 ○家庭における健康観察の重要性への理解と協力を求める。</p>	<p>3 感染拡大防止をふまえた熱中症対策</p> <p>(1) <u>実際の天気や気温等の気象条件</u>やこれまでの学校生活を踏まえ、無理のない範囲で体を動かす等、今後も暑さに慣れさせる手だてを講じる。</p> <p>(2) マスクの着用が日常的になっているので、計画的でこまめな水分補給をさせる。 ○教師の指示により、定期的に、水分補給をさせる。 ○個人の判断で、水分補給ができるよう指導する。 ・感染拡大防止 →個々に水筒を準備させる。個々に管理させる。 →休憩中の水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、会話を控え、各自で行う。</p> <p>(3) エアコンによる教室内の温度調節を適宜行う。 ・感染拡大防止→常時、換気を行う必要がある。</p> <p>(4) 熱中症等の健康被害が発生する可能性があるとして判断した場合は、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、適宜、マスクを外すなど着用について配慮する。 ○熱中症への対応を優先とする。</p> <p>(5) 児童生徒本人が暑さで息苦しさを感じた時は、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等を、自ら判断し、マスクを外すなど着用について工夫できる児童生徒の育成を図る。</p> <p>(6) 家庭生活も含めた「バランスのとれた食事」「適切な運動」「十分な休養・睡眠」を心掛けさせる指導を行う。</p> <p>4 児童生徒の健康管理について</p> <p>(1) 家庭と連携し、登校前の毎朝の健康観察を実施する。 ○家庭において検温、風邪症状（発熱、せき、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、筋肉痛・関節痛等）の確認をし、健康観察カードに記入。学校へ提出させる。【別添「健康観察カード」参照】 ○家庭における健康観察の重要性への理解と協力を求める。</p>
--	---

<p>○同居人においても検温、体調管理に取り組んでもらう。</p> <p>○本人および同居人に、発熱、風邪の症状がある場合は、登校を控え、自宅での休養を徹底する。</p> <p>○健康観察カードの確認を適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における体温や健康状態を確認できなかった児童生徒は、教室に入る前に、検温、健康観察を行う。 <p>(2) 登校後の体調の変化に留意する。</p> <p>○教室での健康観察は、児童生徒の表情を確認する上で、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、必要に応じて、マスクを外させ確認する。</p> <p>○登校後の児童生徒に発熱、風邪の症状が見られた場合は、保護者に連絡を取り、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。</p> <p>○学校にとどまるケースについては、他の者との接触を可能な限り避けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、保健室等（個室）で待機させる。 ・複数人いる場合は、一人一人の距離を取って待機させる。 ・公共交通機関の利用は避けるよう伝える。 <p>○発熱および風邪の症状が見られた児童生徒と同様の症状がないか、同学級や近接学級の児童生徒の状況を確認する。</p> <p>(3) 症状により、「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医師等にすぐに相談するよう家庭に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあるとき ○基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状があるとき ○上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続くとき（4日以上は必ず相談） <p>(4) 児童生徒が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。</p> <p>【「6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】</p>	<p>○同居人においても検温、体調管理に取り組んでもらう。</p> <p>○本人および同居人に、発熱、風邪の症状がある場合は、登校を控え、自宅での休養を徹底する。</p> <p>○健康観察カードの確認を適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭における体温や健康状態を確認できなかった児童生徒は、教室に入る前に、検温、健康観察を行う。 <p>(2) 登校後の体調の変化に留意する。</p> <p>○教室での健康観察は、児童生徒の表情を確認する上で、「換気ができている環境」「身体的距離が確保できている状況」等で、必要に応じて、マスクを外させ確認する。</p> <p>○登校後の児童生徒に発熱、風邪の症状が見られた場合は、保護者に連絡を取り、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。</p> <p>○学校にとどまるケースについては、他の者との接触を可能な限り避けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、保健室等（個室）で待機させる。 ・複数人いる場合は、一人一人の距離を取って待機させる。 ・公共交通機関の利用は避けるよう伝える。 <p>○発熱および風邪の症状が見られた児童生徒と同様の症状がないか、同学級や近接学級の児童生徒の状況を確認する。</p> <p>(3) 症状により、「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ医師等にすぐに相談するよう家庭に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあるとき ○基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状があるとき ○上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続くとき（4日以上は必ず相談） <p>(4) 児童生徒が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。</p> <p>【「6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】</p>
--	--

<p>(5) 児童生徒の出席停止等の取扱いについて</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="167 235 454 806"> <p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p> </td> <td data-bbox="470 235 774 806"> <ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 828 454 1288"> <p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p> </td> <td data-bbox="470 828 774 1288"> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 </td> </tr> </table>	<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 	<p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 	<p>(5) 児童生徒の出席停止等の取扱いについて</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 235 1093 806"> <p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p> <p><u>※校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、<u>治癒するまで出席を停止させることができる。</u></u></p> </td> <td data-bbox="1109 235 1412 806"> <ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人が濃厚接触者となった者 ・同居人がPCR検査を受ける者 ・海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 828 1093 1288"> <p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p> </td> <td data-bbox="1109 828 1412 1288"> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 </td> </tr> </table>	<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p> <p><u>※校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、<u>治癒するまで出席を停止させることができる。</u></u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人が濃厚接触者となった者 ・同居人がPCR検査を受ける者 ・海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合 	<p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。
<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 								
<p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 								
<p>学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止</p> <p><u>※校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又は、かかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、<u>治癒するまで出席を停止させることができる。</u></u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人に発熱等、風邪症状がみられる者 ・同居人が濃厚接触者となった者 ・同居人がPCR検査を受ける者 ・海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合 								
<p>「災害変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合。 								
<p>○上記の場合、欠席扱いとならない。</p>	<p>○上記の場合、欠席扱いとならない。</p>								
<p>5 職員の勤務について</p> <p>(1) 各自体調管理に努め、毎朝の健康観察を実施する。</p> <p>○児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努める。職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。</p> <p>○毎朝自宅で検温し、健康観察カード（職員用）へ記入、提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、配置される職員については、初日は、健康チェックカードで行い、以降、他の職員同様、健康観察カード（職員用）への記入を行う。 <p>○本人および同居人に、発熱、風邪の症状がある場合は、出勤を控え、自宅での休養を徹底する。</p>	<p>5 職員の勤務について</p> <p>(1) 各自体調管理に努め、毎朝の健康観察を実施する。</p> <p>○児童生徒と日々接する立場として、日頃より体調管理に努める。職場はもとより、職場外でも感染予防の徹底に努める。</p> <p>○毎朝自宅で検温し、健康観察カード（職員用）へ記入、提出させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、配置される職員については、初日は、健康チェックカードで行い、以降、他の職員同様、健康観察カード（職員用）への記入を行う。 <p>○本人<u>及び</u>同居人に、発熱、風邪の症状がある場合は、出勤を控え、自宅での休養を徹底する。</p>								

<p>○職員が自宅待機および感染者または濃厚接触者となった場合を想定しておく。</p> <p>○妊娠中の職員に配慮する。</p> <p>【別添「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の勤務・サービス」参照】</p> <p>(2) 学校内での密集を避ける。</p> <p>○職員室の密集を避ける工夫をする。至近距離での会話や長時間にわたる会議は行わない。</p> <p>○マスクの着用の徹底、換気の徹底等、可能な限りの配慮をする。</p> <p>○職員は感染予防行動に心掛けて教育活動に当たる。</p> <p>(3) 職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。</p> <p>【「6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】</p> <p>6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について ※千葉県との対応と異なる松戸市の対応となります。</p> <p>(1) 連絡体制の概要【別紙「新型コロナウイルス感染症発生時の対応」参照】</p> <p>①保護者→学校</p> <p>○第一報 保護者は、学校に連絡を入れる。 ※児童生徒等の同居人の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が、濃厚接触者であることを把握した場合は、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。</p> <p>②学校→松戸市教育委員会（保健体育課）</p> <p>○新型コロナウイルス発生時提出基本書類の提出をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コラボノートに該当校の管理職のみ読み書きできるページを作成 <p>【別添「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する聞き取り内容（児童生徒用・教職員用）」による】</p>	<p><u>○本人及び同居人に、感染の可能性がある（かかっている疑いがある）場合は、出勤を控え、自宅での休養をする。</u></p> <p>【別添「新型コロナウイルス感染症に係る教職員の勤務・サービス」参照】</p> <p>○職員が自宅待機および感染者または濃厚接触者となった場合を想定しておく。</p> <p>○妊娠中の職員に配慮する。</p> <p>(2) 学校内での密集を避ける。</p> <p>○職員室の密集を避ける工夫をする。至近距離での会話や長時間にわたる会議は行わない。</p> <p>○マスクの着用の徹底、換気の徹底等、可能な限りの配慮をする。</p> <p>○職員は感染予防行動に心掛けて教育活動に当たる。</p> <p>(3) 職員が感染者・濃厚接触者等になった場合は、適切に対応する。</p> <p>【「6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について」に記載】</p> <p>6 学校再開後の陽性者及び濃厚接触者等発生時の保護者・学校・関係機関の対応について ※千葉県との対応と異なる松戸市の対応となります。</p> <p>(1) 連絡体制の概要【別紙「新型コロナウイルス感染症発生時の対応」参照】</p> <p>①保護者→学校</p> <p>○第一報 保護者は、学校に連絡を入れる。 ※児童生徒等の同居人の中に感染した者がいるなど、当該児童生徒等が、濃厚接触者であることを把握した場合は、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。</p> <p>②学校→松戸市教育委員会（保健体育課）</p> <p>○新型コロナウイルス発生時提出基本書類の提出をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コラボノートに該当校の管理職のみ読み書きできるページを作成 <p>【別添「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する聞き取り内容（児童生徒用・教職員用）」による】</p>
--	---

<p>③松戸市教育委員会（保健体育課） →松戸健康福祉センター松戸保健所 （以下、松戸保健所）</p> <p>○学校より提出いただいた書類を松戸市教育委員会保健体育課から松戸保健所へ提出する。</p> <p>④松戸保健所より「濃厚接触者の特定」の報告 ○松戸保健所から本人への聞き取り、学校における行動等を基に濃厚接触者の特定及び指導助言をもらう。</p> <p>○同時に松戸市教育委員会と松戸保健所において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における活動の様態 ・接触者の多寡 ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談をする。 <p>あわせて、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行う。</p> <p>⑤学校における消毒を実施する。 【「7 校内の消毒について」に記載】</p> <p>(2) 基本的な対応</p> <p>①陽性者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人が、治癒するまで出席停止または出勤停止となる。 →濃厚接触者は松戸保健所により特定され、自宅待機等指示が出される。 ○陰性判定後、2週間自宅待機後、出席・出勤が可能となる。 <p>イ 学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内において陽性者が出た場合は、2週間の臨時休校を基本とする。 →濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、松戸保健所と相談の上、学校の再開の時期を判断する。 <p>②濃厚接触者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人は、出席停止または出勤停止となる。 	<p>③松戸市教育委員会（保健体育課） →松戸健康福祉センター松戸保健所 （以下、松戸保健所）</p> <p>○学校より提出いただいた書類を松戸市教育委員会保健体育課から松戸保健所へ提出する。</p> <p>④松戸保健所より「濃厚接触者の特定」の報告 ○松戸保健所から本人への聞き取り、学校における行動等を基に濃厚接触者の特定及び指導助言をもらう。</p> <p>○同時に松戸市教育委員会と松戸保健所において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における活動の様態 ・接触者の多寡 ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談をする。 <p>あわせて学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を行う。</p> <p>⑤学校における消毒を実施する。 【「7 校内の消毒について」に記載】</p> <p>(2) 基本的な対応</p> <p>①陽性者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人が、治癒するまで出席停止または出勤停止となる。 →濃厚接触者は松戸保健所により特定され、自宅待機等指示が出される。 ○陰性判定後、2週間自宅待機後、出席・出勤が可能となる。 <p>イ 学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>臨時休校とする場合は、3日～2週間の期間とする。</u> →濃厚接触者の特定、学校の消毒等要件が満たされた後、松戸保健所と相談の上、学校の再開の時期を判断する。 <p>②濃厚接触者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人は、出席停止または出勤停止となる。
--	---

<p>※松戸保健所に指示された期間</p> <p>イ 学校について</p> <p>○校内において濃厚接触者が出た場合は、3日～2週間の臨時休校とする。</p> <p>→松戸保健所の指導に従い、消毒後、感染拡大の恐れがないとなった時点で学校を再開する。</p> <p>③同居人が陽性者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <p>○本人は、出席停止または出勤停止となる。</p> <p>※松戸保健所の指導のもと、要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。</p> <p>イ 学校について</p> <p>○臨時休校措置（最長期間2週間）をとるが、聞き取りや松戸保健所の指導等により学校を再開する。</p> <p>④同居人が濃厚接触者となった場合</p> <p>○すぐに出席停止措置等をとることはしない が、同居人に各症状等がでた時点で③と同様の扱いとする。</p> <p>⑤特定の地域におけるクラスターの発生や患者の発生状況により、感染が拡大するおそれがある場合</p> <p>○当該地域の学校を一定期間（基本2週間）休校する。</p>	<p>※松戸保健所に指示された期間</p> <p>イ 学校について</p> <p><u>○臨時休校とする場合は、3日～2週間の期間とする。</u></p> <p>→松戸保健所の指導に従い、消毒後、感染拡大の恐れがないとなった時点で学校を再開する。</p> <p>③同居人が陽性者となった場合の対応</p> <p>ア 児童生徒・職員について</p> <p>○本人は、出席停止または出勤停止となる。</p> <p>※松戸保健所の指導のもと、要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。</p> <p>イ 学校について</p> <p><u>○臨時休校とする場合は、3日～2週間の期間とする。</u></p> <p>④同居人が濃厚接触者となった場合</p> <p><u>ア 児童生徒・職員について</u></p> <p><u>○本人は、出席停止または出勤停止となる。</u></p> <p><u>※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。</u></p> <p><u>イ 学校について</u></p> <p><u>○すぐに臨時休校措置をとることはしない が、同居人が陽性者となった場合、③と同様の扱いとする。</u></p> <p>⑤本人および同居人に感染の疑いがある場合</p> <p><u>ア 児童生徒・職員について</u></p> <p><u>○本人は、出席停止または出勤停止となる。</u></p> <p><u>※要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となる。</u></p> <p><u>イ 学校について</u></p> <p><u>○すぐに臨時休校措置をとることはしない が、本人および同居人が陽性者となった場合、①③と同様の扱いとする。</u></p> <p>⑥特定の地域におけるクラスターの発生や患者の発生状況により、感染が拡大するおそれがある場合</p> <p>○当該地域の学校を一定期間（<u>最長</u>2週間）休校する。</p>
---	--

(3) 保護者及び児童生徒への連絡

- 休校の場合は、保護者へ、学校より速やかにメールにて通知をする。
- 引き渡しでの下校になる場合には、適切な下校時刻を決め、保護者にメールで通知する。
- 臨時休業に入る前に、学校が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童生徒に連絡する。
※上記の各対応については、今後の動向を踏まえ、修正を加えていく。

7 校内の消毒について

(1) 日常の消毒

- 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所や共用物を必要に応じて1日1回以上消毒する。
例) ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、流水レバー等
 - ・消毒の機会は、児童生徒の下校後とする。児童生徒が使用していない場所等は、適宜行う。教具の消毒は、必要に応じて行う。
- 次亜塩素酸ナトリウム又はこれに代わるものを利用する。
 - ・管理は、児童生徒の手が届かないところにする。
- 消毒は、職員で行うことを原則とする。
 - ・換気、マスク着用、手袋使用等、感染防止対策を講じる。

(2) 日常の清掃

- 清掃活動は、感染拡大防止措置を十分に行った上で、実施する。
 - ・換気、マスク着用、密を防ぐ、共用物の消毒等
 - ・ごみの回収、流し掃除等、必要に応じて、使い捨て手袋を使用する。
 - ・清掃活動は、共同での作業が多いため、児童生徒の新しい生活様式の定着度、発達段階等の児童生徒の状況および感染拡大防止措置等を総合的に判断し、時間や方法を決める。
- 清掃後は、必ず、石けんで手を洗う。
- トイレ掃除は、職員が行う。
 - ・換気、マスク着用、手袋使用等、感染防止対策を講じる。

(3) 保護者及び児童生徒への連絡

- 休校の場合は、保護者へ、学校より速やかにメールにて通知をする。
- 引き渡しでの下校になる場合には、適切な下校時刻を決め、保護者にメールで通知する。
- 臨時休業に入る前に、学校が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童生徒に連絡する。
※上記の各対応については、今後の動向を踏まえ、修正を加えていく。

7 校内の消毒について

(1) 日常の消毒

- 特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所や共用物を必要に応じて1日1回以上消毒する。
例) ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口、流水レバー等
 - ・消毒の機会は、児童生徒の下校後とする。児童生徒が使用していない場所等は、適宜行う。教具の消毒は、必要に応じて行う。
- 次亜塩素酸ナトリウム又はこれに代わるものを利用する。
 - ・管理は、児童生徒の手が届かないところにする。
- 消毒は、職員で行うことを原則とする。
 - ・換気、マスク着用、手袋使用等、感染防止対策を講じる。

(2) 日常の清掃

- 清掃活動は、感染拡大防止措置を十分に行った上で、実施する。
 - ・換気、マスク着用、密を防ぐ、共用物の消毒等
 - ・ごみの回収、流し掃除、トイレ掃除等は、必要に応じて、使い捨て手袋を使用する。
 - ・清掃活動は、共同での作業が多いため、児童生徒の新しい生活様式の定着度、発達段階等の児童生徒の状況および感染拡大防止措置等を総合的に判断し、時間や方法を決める。
- 清掃後は、必ず、石けんで手を洗う。
- トイレ掃除は、職員が行うこととするが、児童生徒が行う場合は、感染拡大防止措置について十分指導し、発達段階に応じ適切に実施させる。

(3) 緊急時の消毒

- 発熱、風邪の症状等を訴え、帰宅する児童がいる場合は、当該児童の動線を踏まえた消毒を行う。
 - ・上記の場合のトイレの消毒は、便器・便座・ドアノブ・流水レバー等、可能な限りの消毒を行う。
- 上記の場合等、感染リスクが高くなっていると判断する場合は、児童生徒の清掃活動は行わない。
- 臨時休業等の場合は、必要に応じて、専門業者による消毒を行う。

8 校内体制の確認について

(1) 対策本部等の設置

- 学校全体で感染対策に取り組む体制、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を設置する。対策本部は、適切な教育活動が継続的に実施できるよう計画し実践する。
 - ・役割
 - 平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認
 - 感染者等発生時：対応の総括・指示、教育委員会や保健所との連絡、情報発信等
 - ・設置例
 - 例1 既存の委員会や防災組織等を利用して設置
 - 例2 基本メンバーと対応内容によるメンバーの増員
 - 例3 対策本部と小チーム設置
 - ※小チーム例
 - 保健衛生チーム：感染対策の指導・徹底、健康状況の集約、体調不良時の対応に係る体制整備等
 - 生徒支援チーム：健康状況確認の指揮、差別・偏見・いじめ防止、児童生徒の心のケア等
 - 教務チーム：時間割・日課の作成、授業形態の検討、学習内容の精選等
 - 消毒チーム：日常的な消毒・緊急時の消毒の計画、消毒用物品の準備、役

(3) 緊急時の消毒

- 発熱、風邪の症状等を訴え、帰宅する児童がいる場合は、当該児童の動線を踏まえた消毒を行う。
 - ・上記の場合のトイレの消毒は、便器・便座・ドアノブ・流水レバー等、可能な限りの消毒を行う。
- 上記の場合等、感染リスクが高くなっていると判断する場合は、児童生徒の清掃活動は行わない。
- 臨時休業等の場合は、必要に応じて、専門業者による消毒を行う。

8 校内体制の確認について

(1) 対策本部等の設置

- 学校全体で感染対策に取り組む体制、学校の規模や職員構成に応じた対策本部を設置する。対策本部は、適切な教育活動が継続的に実施できるよう計画し実践する。
 - ・役割
 - 平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認
 - 感染者等発生時：対応の総括・指示、教育委員会や保健所との連絡、情報発信等
 - ・設置例
 - 例1 既存の委員会や防災組織等を利用して設置
 - 例2 基本メンバーと対応内容によるメンバーの増員
 - 例3 対策本部と小チーム設置
 - ※小チーム例
 - 保健衛生チーム：感染対策の指導・徹底、健康状況の集約、体調不良時の対応に係る体制整備等
 - 生徒支援チーム：健康状況確認の指揮、差別・偏見・いじめ防止、児童生徒の心のケア等
 - 教務チーム：時間割・日課の作成、授業形態の検討、学習内容の精選等
 - 消毒チーム：日常的な消毒・緊急時の消毒の計画、消毒用物品の準備、役

割分担等	割分担等
<p>(2) 連絡体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・松戸保健所、松戸市教育委員会、学校医等の緊急連絡先を共有する。 ○職員への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・分散時の連絡体制を維持し、連絡メール等を活用し、休日や夜間等連絡方法を明確にする。 ・職員本人が陽性者となった時の休日及び夜間をふくめた連絡体制の確認をしておく。 ○保護者・児童生徒への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ、メール配信、電話、訪問等、連絡体制を随時、確認し、更新する。 <p>9 児童生徒に対する正しい知識の指導</p> <p>児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行う。</p> <p>(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。 ○手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。 ○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。 <p><3つの咳エチケット></p> <ol style="list-style-type: none"> ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。) ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。 ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。 <p>(2) 個人として意識させる内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効である。 ○感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが、感染拡大防止 	<p>(2) 連絡体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・松戸保健所、松戸市教育委員会、学校医等の緊急連絡先を共有する。 ○職員への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・分散時の連絡体制を維持し、連絡メール等を活用し、休日や夜間等連絡方法を明確にする。 ・職員本人が陽性者となった時の休日及び夜間をふくめた連絡体制の確認をしておく。 ○保護者・児童生徒への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページ、メール配信、電話、訪問等、連絡体制を随時、確認し、更新する。 <p>9 児童生徒に対する正しい知識の指導</p> <p>児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行う。</p> <p><u>また、季節や環境の違いを踏まえた感染予防対策への工夫ができるようにする。</u></p> <p>(1) 感染拡大防止に向けた内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。 ○手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。 ○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。 <p><3つの咳エチケット></p> <ol style="list-style-type: none"> ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。) ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。 ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。 <p>(2) 個人として意識させる内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効である。 ○感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが、感染拡大防止

<p>にもつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにする。 ○SNSで氾濫しているうわさや流行、誤った情報に惑わされないよう注意する。 ○心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。 ○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。 <p>※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm</p> <p>(3) 「新しい生活様式」の習慣化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組む。 <p>10 給食および昼食時について</p> <p>【目的】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防策をできる限り行ったうえで、児童生徒に食事を提供する。</p> <p>(1) 給食・昼食時の留意点（学校全体で共通理解のもと取り組む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短時間、少人数での配膳に心掛ける。 ○短時間、少人数で配膳ができるような献立とする。 ○箸、スプーン等は、各家庭から持参し、個々で管理させる。学校で洗うことはしない。 ○職員も配膳に参加し、職員は、エプロン、バンダナ、マスクを着用する。 ○給食当番の児童は、白衣・帽子、マスクを着用する。 ○給食時における配膳台や児童生徒用机を消毒する際は、発達段階を考慮し、安全指導を徹底した上で児童生徒が行うこともできる。 <p>消毒終了後は、手洗いをする。</p>	<p>にもつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにする。 ○SNSで氾濫しているうわさや流行、誤った情報に惑わされないよう注意する。 ○心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。 ○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。 <p>※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm</p> <p>(3) 「新しい生活様式」の習慣化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の新しい生活様式の習慣化には、児童生徒の指導のみならず、地域・家庭等の協力を得ながら、学校全体として取り組む。 <p><u>○放送や掲示物等を活用し、日常生活の中で意識化を図る。</u></p> <p><u>○臨時休校や長期休業中の家庭や地域における感染対策への指導を行う。</u></p> <p>10 給食および昼食時について</p> <p>【目的】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染予防策をできる限り行ったうえで、児童生徒に食事を提供する。</p> <p>(1) 給食・昼食時の留意点（学校全体で共通理解のもと取り組む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短時間、少人数での配膳に心掛ける。 ○短時間、少人数で配膳ができるような献立とする。 ○箸、スプーン等は、各家庭から持参し、個々で管理させる。学校で洗うことはしない。 ○職員も配膳に参加し、職員は、エプロン、バンダナ、マスクを着用する。 ○給食当番の児童は、白衣・帽子、マスクを着用する。 ○給食時における配膳台や児童生徒用机を消毒する際は、発達段階を考慮し、安全指導を徹底した上で児童生徒が行うこともできる。 <p>消毒終了後は、手洗いをする。</p>
--	--

<p>(2) 給食時間の感染予防対策をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配膳を行う職員及び児童生徒等は、準備の前に、手洗いの徹底、マスクの着用を確認する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の消毒等、配膳が可能であるかの点検を確実にを行う。 ○教室内の換気をする。 ○食事前の手洗いを徹底する。(流しが混まないよう人数に留意する。) ○会食時は、机を向かい合わせにせず、会話も控えるよう指導する。 ○感染拡大の不安から、学校から提供される給食を希望しない児童生徒への配慮を行う。 ○後片付けの後も手洗いをする。 <p>1 1 部活動の実施について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた安全で効果的な部活動を実施するために、「中学校部活動再開ガイドライン」に沿って、適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校措置が長期化し、生徒の体力や技能、気力の低下等を踏まえ、段階的な活動計画を立てる。 <p>(2) 「松戸市運動部活動 指導の指針」および「松戸市文化活動のためのガイドライン」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。</p> <p>【「中学校部活動再開ガイドライン」(保健体育課) 参照】</p> <p>【「松戸市運動部活動 指導の指針」および「松戸市文化活動のためのガイドライン」(松戸市教育委員会) 参照】</p> <p>【「松戸市立中学校6月22日からの音楽系部活動再開に当たって」(指導課) 参照】</p> <p>1 2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外部からの来校者については、健康チェックカードの記入、マスク着用、手洗いや手指消毒をお願いし、感染対策の徹底を図る。 	<p>(2) 給食時間の感染予防対策をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○配膳を行う職員及び児童生徒等は、準備の前に、手洗いの徹底、マスクの着用を確認する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装、手指の消毒等、配膳が可能であるかの点検を確実にを行う。 ○教室内の換気をする。 ○食事前の手洗いを徹底する。(流しが混まないよう人数に留意する。) ○会食時は、机を向かい合わせにせず、会話も控えるよう指導する。 ○感染拡大の不安から、学校から提供される給食を希望しない児童生徒への配慮を行う。 ○後片付けの後も手洗いをする。 <p>1 1 部活動の実施について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止をふまえた安全で効果的な部活動を実施するために、「中学校部活動再開ガイドライン」【7月7日版】に沿って、適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) 生徒の体力や技能、気力の低下等を踏まえ、段階的な活動計画を立てる。 <p>(2) 「松戸市運動部活動 指導の指針」および「松戸市文化活動のためのガイドライン」を踏まえ、各校の実態に応じた部活動運営を行う。</p> <p>【「中学校部活動再開ガイドライン」(保健体育課) 参照】</p> <p>【「松戸市運動部活動 指導の指針」および「松戸市文化活動のためのガイドライン」(松戸市教育委員会) 参照】</p> <p>【「松戸市立中学校6月22日からの音楽系部活動再開に当たって」(指導課) 参照】</p> <p>(3) 小学校における部活動は、学校及び地域の感染状況等から判断し、児童の実態に応じて段階的に実施するための準備を進める。</p> <p>1 2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外部からの来校者については、健康チェックカードの記入、マスク着用、手洗いや手指消毒をお願いし、感染対策の徹底を図る。 <p>○健康観察カードの保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や職員から回収している健康観察カードは、3か月間保管する。行事や来校者用の健康チェックカードについても同様とする。
---	---